字大城　一五〇番一から一四九番四まで　十九号、二十一号、二十五号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

字宮ノ本　五五番七

紺屋川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県鳥取市用瀬町用瀬

字紺屋谷　一一六番二、一一六番七、一一七番、一〇九二番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市用瀬町用瀬

字紺屋谷　一二一番二　一号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小畑北谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県鳥取市青谷町小畑

字こよろ　六一六番から六二一番まで、六二一番一及び六二一番二、六二二番、六二二番一から六二二番四まで、六二三番及び六二四番、六二四番一、六二五番、六二五番一、六二六番及び六二七番、六二七番一、六二八番及び六二九番、六三一番から六三三番まで、一三一九番から一三二二番まで、一三二二番一及び一三二二番二、一三二三番から一三二五番まで、一三二五番一から一三二五番四まで、一三二六番から一三三五番まで

字ヲロ谷　六三四番、六三四番一、六三五番、六三五番一、六三六番から六四〇番まで、六四〇番一、六四一番、六四一番一及び六四一番二、六四二番、六四二番一、六四三番、六四三番一、六四四番から六四七番まで、一三三六番から一三四一番まで、一三四一番一、一三四二番、一三四二番一、一三四三番、一三四三番一、一三四四番から一三四七番まで、一三四七番一及び一三四七番二、一三四八番、六四八番から六五四番まで、一三四九番一から一三四九番四まで、一三五〇番、一三五〇番一、一三五一番から一三五三番まで、一三五五番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和二十九年建設省告示第百十三号で指定した日置川の土地の区域を除く。）

鳥取県鳥取市青谷町小畑

字織谷　一三五四番、一三五六番七、一三五五番、六五八番、六五六番、六六四番地先水路敷、六六二番

字織谷　一号、二号、三号、九号、十二号及び三十二号、二十九号、三十号、三十一号、三十三号及び三十四号

字こよろ　一三三五番、一三一九番

字管町　六〇七番、六一三番、六一五番、六〇四番二、六〇番、六〇〇番、六一〇番一、五九〇番地先水路敷、四九七番一、四九六番

字寺谷　四九七番二、三九七番一、三九七番四地先道路敷

字勝負谷　四号、五号から七号まで、八号、十号、十一号、十三号、十四号、十五号、十六号、二十五号、二十六号、二十七号、二十八号、十七号、十八号、二十二号及び二十三号、二十四号、十九号、二十号及び二十一号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ジャキ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県倉吉市関金町関金宿

字ジャキ谷　一八五七番一から一八五七番六まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県倉吉市関金町関金宿

字ジャキ谷　一八五六番　一号、一八五七番一　二号、一八五七番六　三号、一八五九番一　四号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桑谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

鳥取県倉吉市山根

字入堂谷　七八番から八〇番まで、八五番、八七番から九一番まで

字洞善寺　三六七番二、三六八番及び三六九番、一〇八番から一一一番まで、一一一番二から一一一番四まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県倉吉市山根

字洞善寺　三六七番一　一号及び四号、二号、三号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

みどり上谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

鳥取県倉吉市みどり町

三五〇五番一、三五〇六番から三五一一番まで、三五四七番一、三五四八番一二及び三五四八番一三

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

みどり南谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

鳥取県倉吉市みどり町

三五四七番一、三五四八番一二

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山田一谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県東伯郡三朝町大字山田

字谷奥　四四六番から四五一番まで

字下荘　四六七番二及び四六七番三

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県東伯郡三朝町大字山田

字下荘　四六七番一　一号、四六九番二　四号、四五一番　二号、字谷奥　四四六番　三号